

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年3月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、佐々木慶一君及び5番、澤山美恵子君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますのでご覧願います。

次に、本日まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

なお、陳情につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告いたします。

次に、去る令和3年2月26日に開催されました岩手県町村監査委員協議会第23回定期総会において、議会選出監査委員の阿部義正議員が、監査委員として多年にわたり職務に精励し、地方自治の振興発展に貢献された功績が認められ、岩手県町村監査委員協議

会表彰を受賞されましたことを御報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会、岩手後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので、御覧願います。

---

○

日程第4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長並びに教育長施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 次に、教育長の演述を求めます。教育長、御登壇願います。

○教育長（沼田義孝君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 11時10分まで休憩といたします。

休 憩

午前10時59分

---

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

---

○

日程第5 報告第4号 「大槌町国土強靱化地域計画」の策定に係る報告について

日程第6 報告第5号 「大槌町障がい福祉プラン（実施計画）」の策定に係る報告について

日程第7 報告第6号 「大槌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に係る報告について

日程第8 報告第7号 「大槌町都市計画マスタープラン改訂版」の策定に係る報告について

日程第9 議案第2号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第10 議案第3号 大槌町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について

日程第11 議案第4号 大槌町保健センター条例の制定について

- 日程第12 議案第5号 大槌町営運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 大槌町郷土財活用湧水エリアの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第8号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第9号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 大槌町火葬場に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第15号 財産の処分について
- 日程第23 議案第16号 財産の処分について
- 日程第24 議案第17号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第25 議案第18号 債権の放棄に関し議決を求めることについて
- 日程第26 議案第19号 令和2年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて
- 日程第27 議案第20号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについて
- 日程第28 議案第21号 令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第29 議案第22号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第30 議案第23号 令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第31 議案第24号 令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を

定めることについて

日程第32 議案第25号 令和3年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第33 議案第26号 令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第34 議案第27号 令和3年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第35 議案第28号 令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第36 議案第29号 令和3年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第37 議案第30号 令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第4号「大槌町国土強靱化地域計画」の策定に係る報告についてから日程第37、議案第30号令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで33件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。議案第2号については町長から、それ以外については総務課長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきましては、1件の人事案件を提出いたします。

議案第2号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、谷藤怜美委員が本年3月31日で任期満了となることから、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

谷藤氏の住所は、大槌町金澤第28地割54番地、生年月日が昭和52年12月23日の43歳、任期は本年4月1日から令和3年3月31日までの4年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御賛同いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 令和3年3月大槌町議会定例会における人事案件を除

く報告4件、議案28件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第4号「大槌町国土強靱化地域計画」の策定に係る報告については、国土強靱化基本法第13条に基づき、第9次大槌町総合計画及び大槌町地域防災計画等と調和・連携を図りながら、大槌町における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけ、策定したものであります。

報告第5号「大槌町障がい福祉プラン（実施計画）」の策定に係る報告については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援事業等の円滑な業務の実施に関する計画を定めたものであります。

報告第6号「大槌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に係る報告については、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定し、高齢者福祉施策、介護施策を推進するため必要なサービスや負担見込み等を定めたものであります。

報告第7号「大槌町都市計画マスタープラン改訂版」の策定に係る報告については、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針として、まちづくりの将来像や都市施設の整備方針等を明らかにしたものであります。

議案第3号から第6号までは条例の新規制定、議案第7号から第12号までは条例の一部改正であります。

議案第3号大槌町男女共同参画推進委員会設置条例の制定については、大槌町男女共同参画プランの策定に当たり、当該設置条例を制定するものであります。

議案第4号大槌町保健センター条例の制定については、大槌町保健センター設置に伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第5号大槌町営運動施設の設置及び管理に関する条例の制定については、地方自治法第244条の2第1項公の施設の規定に基づき、必要な事項を定めるものであります。

議案第6号大槌町郷土財活用湧水エリアの設置及び管理に関する条例の制定については、地方自治法第244条の2第1項公の施設の規定に基づき、必要な事項を定めるものであります。

議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例については、大槌町組織定数計画等に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第8号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

については、働き方改革関連法の施行に伴い、時間外勤務命令の上限規制導入のため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤特別職の報酬に関する新規条例の制定等に伴い、所要の改正を図るものであります。

議案第10号大槌町火葬場に関する条例の一部を改正する条例については、新斎場の供用開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等特別措置法等の一部改正の法律の公布に伴い、所要の改正を図るものであります。

議案第12号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例については、大槌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定のため、所要の改正を図るものであります。

議案第13号及び第14号は、工事請負契約の締結であります。

議案第13号工事請負契約の締結については、運動施設整備工事（その1）に係る変更契約となっております。

議案第14号工事請負契約の締結については、運動施設整備工事（その2）に係る変更契約であります。

議案第15号及び第16号は、財産の処分についてであります。

議案第15号及び第16号財産の処分については、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅について、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、譲渡するものであります。

議案第17号町道の路線認定及び廃止については、復興事業に伴い新設した町道22路線の認定及び影響する町道40路線の廃止を実施するものであります。

議案第18号債権の放棄に関し議決を求めることについては、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、債権放棄に係る議会の議決を求めるものであります。

議案第19号から議案第24号までは、各会計の令和2年度補正予算となっております。

議案第19号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについては、事業費精査に伴う復興交付金返還金等に伴う補正となっており、歳入歳出予算に35億5,484万4,000円を追加し、歳入歳出総額を174億8,035万3,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費の追加23件、変更3件の補正、第3条では地方債の追加1件、変更8件の補正となっております。

議案第20号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、診療報酬支払保険者負担金の増により、歳入歳出予算に934万2,000円を追加し、歳入歳出総額を16億9,233万8,000円とするものであります。

議案第21号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、第1号通所型事業負担金の増により、歳入歳出予算に183万4,000円を追加し、歳入歳出総額を15億7,616万3,000円とするものであります。

議案第22号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金の増により、歳入歳出予算に119万4,000円を追加し、歳入歳出総額を1億3,285万2,000円とするものであります。

議案第23号令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、収益的収支が町方地区既設管撤去工事の減額と、それに伴う補助金の減額であります。資本的収支は、建設改良費に係る工事請負費等の減額と、それに伴う企業債収入の減となっております。収益的収入及び支出において、収入予定額から4,854万円を減額し、予定額総額を4億602万4,000円に、支出予定額から5,608万7,000円を減額し、予定額総額を4億3,686万6,000円とするものです。また、資本的収入及び支出において、収入予定額から2,731万1,000円を減額し、予定額総額を8,543万4,000円とするとともに、支出予定額から2,116万円を減額し、予定額総額を1億9,086万2,000円とするものであります。第4条では、企業債の変更2件の補正となっております。

議案第24号令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、補助金及び減価償却費の増減による収益的収支の補正、並びに負担金及び補助金の増減に伴う資本的収入の補正であります。収益的収入及び支出ですが、公共下水道事業において収入予定額から4,412万2,000円を減額し、予定額総額を7億9,780万2,000円に、支出予定額から7,574万7,000円を減額し、予定額総額を8億1,341万9,000円とするものです。また、漁業集落排水処理事業において収入予定額から332万3,000円を減額し、予定額総額を2億4,286万8,000円に、支出予定額から1,519万4,000円を減額し、予定額総額を2億6,519万円とするものです。

さらに、資本的収入であります。公共下水道事業において、収入予定額に306万6,000円を増額し、予定額総額を2億7,781万5,000円に、漁業集落排水処理事業において、

収入予定額から266万6,000円を減額し、予定額総額を8,353万4,000円とするものであります。

議案第25号から第30号については、各会計の令和3年度当初予算となっております。

議案第25号令和3年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を90億5,000万円と定めるものであります。第2条では債務負担行為5件、第3条では地方債17件となっております。

議案第26号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を16億8,752万8,000円と定めるものであります。

議案第27号令和3年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を15億7,629万4,000円と定めるものであります。

議案第28号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億3,131万7,000円と定めるものであります。

議案第29号令和3年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を収入で3億5,191万3,000円、支出で3億6,330万2,000円と定めるものであります。資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で6,012万1,000円、支出で1億7,029万円と定めるものであります。第5条では企業債2件であります。

議案第30号令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を公共下水道事業においては収入で7億9,630万8,000円、支出で7億9,257万5,000円、漁業集落排水処理事業では、収入で1億9,006万4,000円、支出で1億8,370万4,000円と定めるものであります。さらに、資本的収入及び支出の予定額は、公共下水道事業においては収入で3億6,059万2,000円、支出で4億5,372万2,000円、漁業集落排水処理事業では収入で1億2,975万1,000円、支出で7,421万7,000円と定めるものであります。第5条では債務負担行為2件、第6条では企業債2件となっております。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事のスムーズな進行のため、前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、8日月曜日、午後5時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出て下さい。

明日5日から8日までは議案思考のため休会とし、9日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

散 会 午前11時27分